

日本人留学生(大学院博士課程) 奨学金支給規程

当財団が指定するオックスフォード大学の私費留学生(大学院博士課程に在籍中、または同博士課程に進学予定・出願中・出願予定の人)の中から、当財団選考・審査委員会の選考会議並びに代表理事面接の結果、奨学生として決定した留学生に対して次の通り奨学金を支給します。

1. 奨学金の支給について

1人につき月額 20 万円。奨学金の用途は問いませんが、学業と研究及び健全な生活を営むために必要な範囲に留めておくという奨学生としての良識的な判断を前提としています。また、詳細を明示した上で、他財団との重複受給も認めています。

2. 奨学金支給期間

毎年4月(10月入学予定者は10月)より36ヶ月間(最長36ヶ月)。

但し、次の場合は期間を短縮します。この場合は事由が起きたときまで支給します。

(1) 支給期間中に博士号取得・修了の場合

(2) 支給期間中に退学、又は指定校以外に転籍の場合。

ただし、研究の性質上、指定校以外の機関における研究を指導教授から薦められた場合は例外とする。転籍等の事案が発生する場合は事前に財団に照会すること。

3. 支給の方法

毎月25日に、本人の申告による日本国内の本人名義の銀行口座に振込支給をします。

(25日が金融機関の休業日(土、日、祝日)にあたる場合はその直前の営業日に振込します。)

4. 支給の打ち切り

次の何れか一つに該当する場合は奨学金の支給を打ち切ります。

この場合はすでに支給した奨学金の一部又は全部を返還させることがあります。

(1) 応募申請書の記載事項に、後日虚偽が発見されたとき。

(2) 学業成績が低下して、博士号取得の見込みがないと大学院が判断したとき。

(3) そのほか奨学生として資格要件を失ったとき。

5. 支給の休止

次の何れか一つに該当する場合は奨学金の支給を休止することがあります。

この場合すでに給付した奨学金の一部又は全部を返還させることがあります。

(1) 長期欠席、又は休学するときはその期間支給を休止します。但しその理由が消滅したときは、残余期間のみに限り復活することがあります。復活後も、支給休止期間の奨学金は支給しません。

(2) 奨学生として学業、又は奨学生としての義務履行、財団との連絡や課題提出の遅れなど素行が不適当と認められるときは支給を休止することがあります。復活後も、保留期間の奨学金は支給しません。

以上